

札幌市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の認定に関する要綱

平成28年4月1日制定
令和3年4月1日改定
令和4年4月1日改定
令和4年10月1日改定
令和5年4月1日改定
令和6年4月1日改定
令和7年4月1日改定

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）の規定により札幌市長が行う認定等に関して、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下、「施行規則」という。）及び札幌市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則（平成28年3月31日札幌市規則第33号。以下、「市細則」という。）の他に必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法及び市細則に定めのあるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 性能向上計画認定 法第29条第1項または法第31条第1項による認定をいう。
- (2) 認定基準 法第30条第1項の基準をいう。

第2章 認定の手続き

(事前相談)

第3条 性能向上計画認定を申請しようとする者は、当該申請を円滑に行うため、市長に事前相談をすることができる。

(登録住宅性能評価機関等の技術的審査)

第4条 性能向上計画認定を申請しようとする者は、当該申請を行う前に、性能向上計画認定に関する申請が、次の各号に掲げる基準に適合していることについて、登録住宅性能評価機関等による技術的審査を受けることができる。

- (1) 法第30条第1項第1号の建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべき経済産業省令・国土交通省令で定める基準
- (2) 法第30条第1項第2号の基本方針に関する基準

(3) 法第30条第1項第3号の資金計画に関する基準

(4) 法第30条第1項第4号の基準

- 2 性能向上計画認定を申請しようとする者は、技術的審査を受けた場合において、様式1による登録住宅性能評価機関等が発行する認定基準に適合していることを証する書類（以下、「適合証」という。）を認定申請書に添付することができる。
- 3 前項の規定により添付する適合証は、第1項に掲げる基準の全てについて、適合していることを証したものでなければならない。

(添付図書)

第5条 施行規則第20条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、市細則による。

(性能向上計画認定の通知)

第6条 市長は、法第30条第3項の規定による通知を行う場合は、通知書（様式2）に建築基準法第6条第1項に規定する確認の申請書を添えて建築主事に行うものとする。

- 2 市長は、法第31条第2項の規定による通知を行う場合は、通知書（様式3）に建築基準法第6条第1項に規定する確認の申請書を添えて建築主事に行うものとする。
- 3 建築主事は、法第30条第4項（法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定により準用する建築基準法第18条第3項により建築基準関係規定に適合することを認めるときは、確認済証（様式4）により市長に交付するものとする。
- 4 建築主事は、法第30条第4項（法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定により準用する建築基準法第18条第14項により建築基準関係規定に適合しないことを認めるときは、通知書（様式5）により市長に交付するものとする。
- 5 建築主事は、法第30条第4項（法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定により準用する建築基準法第18条第14項により建築基準関係規定に適合するかどうかを決定できない正当な理由があるときは、通知書（様式6）により市長に交付するものとする。

(性能向上計画認定の手続き)

第7条 市長は、性能向上計画認定が認定基準に適合しないことを認めるとき、又は適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、適合しないことを認めた旨及びその理由を記載した通知書（様式7）に施行規則第20条第1項の申請書の副本一通並びにその添付図書を添えて行うものとする。

(性能向上計画認定の報告の徴収等)

第8条 市長は、法第32条の規定による報告の徴収は、通知書(様式8)により法第30条第3項の認定を受けたもの(以下「認定建築主」という)に通知するものとする。

- 2 認定建築主は、性能向上計画認定を受けた建築物の建築工事が完了したときは、工事完了報告書(様式9)により、建築物エネルギー消費性能向上計画に従って工事が行われた旨を市長に報告しなければならない。
- 3 認定建築主は、法第32条に基づき、前項以外の報告を求められた場合には、状況報告書(様式10)により、報告内容を説明するための図書を添えて、市長に報告するものとする。

(性能向上計画認定の申請の取り下げ)

第9条 性能向上計画認定を申請した者(以下「申請者」という)は、市長が認定又は変更認定をする前に、当該申請を取り下げようとするときは、取り下げ届(様式11)の正本及び副本を市長に届け出るものとする。

- 2 市長は、法第30条第3項(法第31条第2項において準用する場合を含む。)の通知を行った場合で前項に規定する取り下げ届の提出があったときは、取り下げ通知書(様式12)により建築主事に通知するものとする。
- 3 第1項の取り下げ届の副本及び申請した際の副本及び添付図書は、同項の規定による届出をした者に返還するものとする。

(性能向上計画認定の取りやめ)

第10条 認定建築主は、性能向上計画認定の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等を取りやめる場合は、取りやめ届(様式13)の正本1通、副本1通に認定通知書(変更認定を受けた者は、認定通知書及び変更認定通知書)並びにその添付図書を添えて、市長に届け出るものとする。

- 2 前項の取りやめ届の副本、認定通知書並びにその添付図書は、認定建築主に返還するものとする。

(性能向上計画認定の取り消しの通知)

第11条 市長は、法第34条の規定により、性能向上計画認定の認定を取り消す場合は、取り消し通知書(様式14)により認定建築主に通知するものとする。

- 2 市長は、前条の規定により、取りやめ届が届け出られた場合には、性能向上計画認定の認定を取り消すこととし、取り消し通知書(様式15)により認定建築主に通知するものとする。

(審査の委託)

第12条 市長は、性能向上計画認定の認定申請があった場合は、第4条第1項の規定により技術的審査を受けた場合を除き、認定に係る審査の一部を、登録住

宅性能評価機関等に委託することができる。

(構造計算適合性判定に準じた審査の実施等)

第13条 法第30条第2項の規定による申出があった場合（法第31条第2項の規定により準用する場合を含む）において、当該申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の3第1項の構造計算適合性判定の対象となる建築物に係る計画である場合は、市長は、構造計算適合性判定に準じた審査を行うものとする。ただし、申請者が同法第6条の3第7項の適合性判定通知書又はその写しを提出した場合は、この限りではない。

2 市長は、前項の審査を行う場合は、当該審査を委託することができる。

(市長以外の者の指示による申請書等の補正)

第14条 前2条の規定により、市長が審査を委託した場合において、当該委託をした後に、認定申請書又はその添付図書に関して補正を要する事項が明らかとなった場合は、市長は、当該事項の補正を、委託を受けた者の指示により行わせることができる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式 1 (第 4 条関係)

建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査
適合証

(依頼者の氏名又は名称)

(審査機関名)

建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査業務規程に基づき、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 30 条第 1 項の認定基準のうち、以下に掲げる基準に適合していることを証します。

記

- 1 建築物の位置 札幌市 区
- 2 住宅又は建築物の名称
- 3 市街化区域等 市街化区域 区域区分のない都市計画区域 (用途地域指定有)
- 4 建築物の用途 一戸建ての住宅 非住宅建築物
共同住宅等 複合建築物
- 5 建築物の工事種別 新築 増築 改築 修繕又は模様替
空気調和設備等の設置 空気調和設備等の改修
- 6 申請の別 建築物全体 複合建築物の非住宅部分
複合建築物の住宅部分
- 7 認定申請先の所管行政庁名 札幌市
- 8 適合することを確認した認定基準
 - 法第 30 条第 1 項第 1 号関係
 - 建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべき
経済産業省令・国土交通省令で定める基準
 - 法第 30 条第 1 項第 2 号関係 (基本方針)
 - 法第 30 条第 1 項第 3 号関係 (資金計画)
 - 法第 30 条第 1 項第 4 号関係

技術的審査依頼年月日	年	月	日
認定申請予定日	年	月	日
適合証交付年月日	年	月	日
適合証交付番号			
審査員氏名			

※この様式によりがたい場合は、この様式に準じた別の様式を使用することができます。

様式2（第6条関係）

第 号
年 月 日

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第3項の規定による
建築物エネルギー消費性能向上計画の通知書

建築主事 様

札幌市長

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第2項による申出が下記のとおりあり
ました。ついては、同条第3項の規定により、下記のとおり建築物エネルギー消費性能向上計画を通
知します。

記

1. 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請受付番号
第 号
2. 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請受付年月日
年 月 日
3. 申請者の住所又は主たる事務所の所在地、申請者の氏名又は名称
4. 認定に係る建築物の位置
5. 添付書類 建築確認申請書

様式 3 (第 6 条関係)

第 号
年 月 日

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 31 条第 2 項において準用する
同法第 30 条第 3 項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更通知書

建築主事 様

札幌市長

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 31 条第 2 項において準用する第 30 条第 2 項の規定による申出が下記のとおりありました。ついては、同法第 30 条第 3 項 (同法第 31 条第 2 項において準用する場合を含む。) の規定により、下記のとおり建築物エネルギー消費性能向上計画を通知します。

記

1. 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請受付番号
第 号
2. 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請受付年月日
年 月 日
3. 申請者の住所又は主たる事務所の所在地、申請者の氏名又は名称
4. 認定に係る建築物の位置
5. 添付書類 建築確認申請書

様式4（第6条関係）

第 号
年 月 日

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第4項において準用する
建築基準法第18条第3項の規定による確認済証

札幌市長 様

建築主事

下記の計画は、建築基準法第18条第3項（同法第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項）の建築基準関係規定に適合していることを証明する。

記

1. 申請年月日 令和 年 月 日
2. 建築場所、設置場所又は築造場所
3. 建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要
4. 適合判定（任意）通知書の番号
5. 適合判定（任意）通知書の交付年月日
6. 適合判定（任意）通知書の交付者

（注意）この証は、大切に保存しておいてください。

様式 5 (第 6 条関係)

第 号
年 月 日

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 30 条第 4 項において準用する
建築基準法第 18 条第 14 項の規定による適合しない旨の通知書

札幌市長 様

建築主事

下記の理由により建築基準法第 6 条第 1 項 (同法第 6 条の 4 第 1 項の規定により読み替えて適用される同法第 6 条第 1 項) の建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができないので、同法第 18 条第 14 項の規定により通知します。

記

1. 通知年月日 令和 年 月 日付け 第 号

2. 建築場所、設置場所又は築造場所

(理由)

(備考)

様式6（第6条関係）

第 号
年 月 日

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第4項において準用する
建築基準法第18条第14項の規定による適合するかどうかを
決定することができない旨の通知書

札幌市長 様

建築主事

下記の計画は、下記の理由により建築基準法第6条第1項（同法第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項）の建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができないので、同法第18条第14項の規定により通知します。

記

1. 通知年月日 令和 年 月 日付け 第 号
2. 建築場所、設置場所又は築造場所

（理由）

（備考）

様式7（第7条関係）

第 号
年 月 日

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の認定に関する要綱第7条第1項第一号の規定による適合しない旨の通知書

様

札幌市長

下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項各号の基準に適合するかどうかを決定することができないので、札幌市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の認定に関する要綱第7条第1項第一号の規定により通知します。

記

1. 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請受付番号
第 号
2. 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請受付年月日
年 月 日
3. 申請者の住所又は主たる事務所の所在地、申請者の氏名又は名称
4. 認定に係る建築物の位置
札幌市

（理由）

（備考）

様式8（第8条関係）

建築物エネルギー消費性能向上計画に関して報告の徴収を求める旨の通知書

年 月 日

様

札幌市長

下記の建築物エネルギー消費性能向上計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第32条の規定に基づき、新築等の状況について書面により報告してください。

記

1. 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
第 号
2. 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日
年 月 日
3. 認定に係る建築物の位置
札幌市
4. 報告を求める内容

様式9（第8条関係）

工事完了報告書

年 月 日

札幌市長 様

認定建築主の住所又は
主たる事務所の所在地

認定建築主の氏名又は名称

認定建築物エネルギー消費性能向上計画の新築等工事が完了したので、札幌市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の認定に関する要綱第8条第2項の規定により、下記の通り報告いたします。

記

1. 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
第 号
2. 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日
年 月 日
3. 認定に係る建築物の位置
(地名地番) 札幌市 区
(住居表示) 札幌市 区
4. 性能向上計画認定の新築等工事が完了したことを確認した建築士等
【資格】 () 建築士 () 登録 第 号
【氏名】
【建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録 第 号
【所在地】
5. 工事中の軽微な変更の内容
無・有
有の場合その内容 ()

※ 受付欄	※ 備考

(注意)

- 1 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 「5 工事中の軽微な計画変更」の内容は別紙（必要に応じ図面等を添付）とすることができます。
- 3 ※欄は記入しないでください。
- 4 工事監理報告書等、性能向上計画認定に基づいて工事が行われた旨が確認できる書類を添付してください。

※この様式によりがたい場合は、この様式に準じた別の様式を使用することができます。

様式 10（第 8 条関係）

建築物エネルギー消費性能向上計画に関する状況報告書

年 月 日

札幌市長 様

認定建築主の住所又は
主たる事務所の所在地

認定建築主の氏名又は名称

札幌市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の認定に関する要綱第 8 条第 3 項の規定により、下記のとおり新築等の状況について報告いたします。

記

1. 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
第 号
2. 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日
年 月 日
3. 認定に係る建築物の位置
(地名地番) 札幌市 区
(住居表示) 札幌市 区
4. 報告の内容

(注意)

1. 認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

様式 11（第 9 条関係）

建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請取り下げ届

年 月 日

札幌市長 様

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地

申請者の氏名又は名称

下記の申請を取り下げたいので、札幌市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の認定に関する要綱第 9 条第 1 項の規定により届け出ます。

記

1. 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請受付番号
第 号
2. 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請受付年月日
年 月 日
3. 認定に係る建築物の位置
札幌市
4. 取り下げの理由

（注意）

- 1 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

様式 12（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請取り下げ通知書

建築主事 様

札幌市長

令和 年 月 日付け第 号による通知書について、札幌市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の認定に関する要綱第 9 条第 1 項の規定に基づき、申請の取り下げ届が提出されましたので、同条第 2 項の規定により通知します。

記

1. 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請受付番号
第 号
2. 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請受付年月日
年 月 日
3. 申請者の住所又は主たる事務所の所在地、申請者の氏名又は名称
4. 認定に係る建築物の位置
札幌市

様式 13 (第 10 条関係)

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等
取りやめる旨の申出書

年 月 日

札幌市長 様

認定建築主の住所又は
主たる事務所の所在地

認定建築主実施者の氏名又は名称

札幌市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の認定に関する要綱第 10 条第 1 項の規定に基づき、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等を取りやめたので、申し出ます。

記

1. 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
第 号
2. 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日
年 月 日
3. 認定に係る建築物の位置
札幌市

(注意)

1. 認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
2. 札幌市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の認定に関する要綱第 11 条第 2 項の規定に基づき、法第 30 条第 1 項 (法第 31 条第 2 項において準用する場合を含む。) の認定については取り消されることとなります。

認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定取り消し通知書

様

札幌市長

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 39 条の規定に基づき、下記の認定を取り消したので、札幌市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の認定に関する要綱第 11 条第 1 項の規定により通知します。

記

認定番号 第 号
認定年月日 年 月 日

(※) 確認番号 第 号
確認年月日 年 月 日
建築主事の氏名

1. 認定に係る建築物の位置

札幌市

2. 取り消しの理由

(※) は法第 30 条第 4 項において準用する建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 18 条第 3 項の規定により札幌市長が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

(教示)

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、札幌市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内）に、札幌市（訴訟において札幌市を代表する者は札幌市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

第 号
年 月 日

認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定取り消し通知書

様

札幌市長

札幌市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の認定に関する要綱第 11 条第 2 項の規定により、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 30 条第 1 項（同法第 31 条第 2 項において準用する場合を含む）による下記の認定を取り消したので通知します。

記

認定番号 第 号
認定年月日 年 月 日

(※) 確認番号 第 号
確認年月日 年 月 日
建築主事の氏名

1. 認定に係る建築物の位置
札幌市

2. 取り消しの理由

札幌市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の認定に関する要綱第 10 条第 1 項の規定に基づき、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等を取りやめる旨の申出書が届け出られたため

(※) は法第 30 条第 4 項において準用する建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 18 条第 3 項の規定により札幌市長が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。